

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月18日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

香川県人事委員会規則第10号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業等計画書) 第2条 略</p> <p><u>(条例第3条第6号の人事委員会規則で定める保育)</u> 第3条 <u>条例第3条第6号の人事委員会規則で定める保育は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する認定こども園、同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等又は同法第39条第1項に規定する保育所における保育とする。</u></p> <p>(育児休業の承認の請求手続) 第4条 略</p> <p>第1号様式 <u>(第2条関係)</u> 略</p>	<p>第2条 削除</p> <p>(育児休業等計画書) 第3条 略</p> <p>(育児休業の承認の請求手続) 第4条 略</p> <p>第1号様式 <u>(第3条関係)</u> 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。